

交通事故・速度超過

教職員による交通事故については、発生時間帯は朝の出勤時が多く、事故の種類は追突事故が多いという傾向があります。また、速度超過については、遅刻しそうだったからという理由が目立ちます。これらのことから、事故防止のためには「三つの10」（10分早めの出発、10パーセント減速、+（10）分な車間距離）の実践が有効であると考えられます。

- 車両等は、扱い次第で人命を奪う凶器になるということを認識している。
- 遅刻を気にして事故を起こさないよう、早めに出勤するようにしている。
- 遅刻しそうになっても、むやみに通勤経路を変更したり、スピードを上げないようにしている。
- 追突事故を防ぐため、十分な車間距離を保つようにしている。
- 前方車両が停止や発進をすと思いこまず、危険がないと思われる状況においても注意を払っている。
- 高齢者や子どもが歩いたり自転車を運転したりしているときは、特に注意を払い、相手の不意の動きにも対応できるようにしている。
- 体感速度は実速度より遅く感じるので、速度は速度計で確認するようにしている。
- 制動距離（ブレーキが効き始めてから停止するまでの距離）は、速度の二乗に比例して長くなることを理解している。
- 自動車が衝突したときの衝撃力は、速度の二乗に比例して大きくなることを理解している。
- 法定（指定）速度30km/h（高速40km/h）超の速度超過によって検挙された場合は、懲戒処分となることを理解している。また、50km/h超の場合は、さらに処分量定が重くなることを理解している。
- 「速度超過でつかまるのは運が悪い。」「事故さえ起こさなければ少々速度超過は構わない。」などの認識を持っている同僚に対しては、その誤りを指摘するようにしている。
- 私有車に児童生徒を同乗させる場合は、保護者からの承認を得るなど、必要な手続をとっている。
- 事故を起こした際には、消防、警察、管理職への連絡など、処理すべきことを理解している。

飲酒運転

過去の処分事例において、計画的に飲酒運転を行ったというケースはありません。飲酒によって判断力を失っているからこそ発生する事故です。懇親会などに車を運転して行かないなど、飲酒運転をしない状況にすることが、事故防止に有効です。

- 飲酒量の多少にかかわらず、「飲んだら絶対に運転しない。」という意識を明確に持っている。
- 飲酒運転による人身事故は、他の人身事故（業務上過失致死傷罪）とは異なり、危険運転致死傷罪が適用される場合があることを理解している。
- 飲酒運転をすると、免職処分となることを理解している。
- 飲酒運転に同乗した者、飲酒運転になると知りながら運転者に酒を勧めた者も免職処分となることを理解している。
- 懇親会等で飲酒する予定のある日は、車で通勤しないようにしている。
- アルコール1単位の分解には、早くても3時間以上かかることを理解している。（アルコール1単位＝ビール中瓶1本、日本酒1合、ウィスキーダブル1杯、ワイン小グラス2杯、チューハイ1缶、焼酎コップ半分）
- アルコールが抜けていないにもかかわらず、「自分はもう酔っていない。」という根拠のない判断が、飲酒運転につながることを認識している。
- 飲酒後に睡眠をとっても、飲酒運転となる場合があることを理解している。
- 翌日に車を運転する場合、アルコールが残らないよう、飲酒量を制限している。
- 飲酒した翌日でも、飲酒の量や本人の体調によってはアルコール成分が体内に残り、酒気帯び運転になる場合があることを理解している。
- 同僚と一緒に飲酒した際は、同僚の判断力の状況等をよく観察し、必要に応じて帰宅手段の確保等に協力している。